

令和6年度 相生市立那波小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめについての基本的な認識

《いじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

児童生徒に対してなお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（文部科学省調査における定義による）

《定義の解釈》

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な攻撃」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響を与える行為：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。**いやがらせやいじわる等を**される。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響を与える行為：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要である。

2 いじめに対する本校の取り組み

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

（1） いじめの未然防止に向けた取り組み

- ① 笑顔があふれ、心身共に健康な児童の育成
 - ・ さわやかあいさつ運動の展開
 - ・ 業間休みの、「みんな元気よく運動場で遊ぼう」運動
 - ・ 児童の内面理解の徹底
- ② 人権教育・道徳教育の充実
 - ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことの理解
 - ・ ひとりひとりのよさや違いを認め合う心の育成
 - ・ 自己有用感や自尊他尊感情の育成
- ③ わかる授業づくり
 - ・ すべての児童が参加・活躍できる（成就感・達成感・充実感を得られる）授業づくり
 - ・ 基礎的基本的事項の定着
 - ・ お互いの意見や思いを伝え合う授業

- ④ 学級集団づくり
 - ・ 話し合い活動、学級活動の充実
 - ・ 居場所づくり、絆づくり
- ⑤ 体験活動（社会体験、自然体験、交流体験等）の充実
 - ・ 総合的な学習、生活科、社会科、理科を中心とした体験活動の設定
 - ・ 学校行事、総合的な学習、生活科、社会科を中心とした地域の方々との交流の機会の設定
- ⑥ 児童会活動の充実
 - ・ 縦割り班活動の充実（縦割り遠足、縦割り清掃）
 - ・ 児童集会の自主的な企画運営
- ⑦ インターネットの正しい活用など情報モラル教育の推進
 - ・ 全校児童のネット使用状況調査及び現状把握
 - ・ モラル教育（授業）の推進

⑧ 「いじめ未然防止プログラム」等の積極的活用

（２） いじめ早期発見に向けた取組

- ① 日々の観察
 - ア 児童生徒の言動等の変化
 - イ 日記等
- ウ **トラブルレポート（日々のトラブルの記録とその対応）**
- ② 教育相談の充実

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備し、教育相談の充実を図る。

 - ア 校内での教育相談体制の充実
 - イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ いじめ調査の実施
 - ア 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
 - イ いじめを早期に発見するため、定期的な調査の実施

（３） いじめ早期解決に向けた取組

- ① 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、いじているのと同様であることを指導する。
 - エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - オ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ② 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。
 - ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も検討する。

（４） いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織を「生活指導委員会」とする。

<構成員> 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、各学年ブロック代表

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめ指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	生活指導委員会 ・指導方針 ・指導計画等 毎月	学級懇談会による保護者向け啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催			
未然防止に	職員会議 たてわり班編成	学級づくり 人間関係づくり				学級づくり 人間関係づくり
早期発見に	トラブルレポートの蓄積		いじめアンケート 児童についての日常的な情報交換 各月の職員会議で行う			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	生活指導委員会 ・指導方針 ・指導計画等 毎月		事案発生時、緊急対応会議の開催			
未然防止に	学級づくり 人間関係づくり					
早期発見に	トラブルレポートの蓄積		いじめアンケート 児童についての日常的な情報交換 各月の職員会議で行う		いじめアンケート	